

大学の現況と当面の課題

明治大学

今学の学生諸君

この四月に新学年を迎えてから現在にいたるまで、大学の授業は全学的に軌道にのってあります。しかし、大学の機能が完全に回復したわけではありません。わが明治大学が一日も早く真に教育・研究の場となることをねがって、ここに学生諸君に所信を表明いたします。

大学が真に教育・研究の場でありうるためには、そこに十分な自由が保障されていなければなりません。大学の自治とは、教育・研究の自由をみずからの手で守りぬく結果を意味するものであります。そしてこの結果を支えるものは、ひとが教職員のみならず、学生をも含めた大学構成員すべての知性と理性とによる相互信頼の力でなければなりません。

諸君の記憶に新たなように、わが明治大学が経験した昨年の不幸な事態は、大学の自治機能を著しく低下せしめたばかりでなく、それを支えるわれわれの信頼のきずなを、見失わせかねないものであります。しかもこうした事態をまねいた要因については、それがきわめて深い根源に発していることもあって、今日にいたるも抜本的な打開策が講じられなくてはならず、再び同じ事態を繰り返さずおそれがないとはい

いきません。もとより明治大学は、現在までさまざまな措置をとることにより、大学の正常化に努力を重ねてきました。遺憾ながら、大学の自治機能はまだ十分に回復したとはいえない状態にあります。

大学は、一日たりとも教育・研究の使命を怠ることは許されません。その意味において、大学自治の回復こそ、われわれ大学人の負うべき緊急の課題だといわなければなりません。さらに大学の真のビジョンは、大学の使命を深く認識した大学構成員よりのみならず、つくりだされてゆくものであり、とりわけ学生諸君の清新な問題提起はその一つの重要なエネルギー源であります。大学は、その充実と発展のために諸君の積極的役割に期待すべきだと考えております。

今こそ明治大学にあるすべての者は、大学自治の一翼を担う構成員としての自覚を高め、一人一人がみずから責任において大学の真にあるべき道を追求すべき時期であります。

本年度が、わが明治大学の将来の発展の基礎をきづく年となることを念願して、大学の現況と今後の課題について卒直に所信を述べ、諸君の理解と協力を得たいと思っております。

(1)

一 当面の措置について

昨年十月に本学がとった非常措置は、他大学学生をも含む、いわゆる「全共闘」が大学固有の教育・研究の機能を停止せしめ、あまつさえ学内諸施設の破壊をもたらして、大学を荒廃せしめたばかりでなく、本学周辺の市民生活に強い不安を与えにいたつたためでありました。

残念ながら、かかる暴力的行為をほしませんが、一部学生は、現在もおお跡を絶ってはいません。本年四月からの新学年開始以来今日までにおいても、「全共闘」およびその同調者連は、諸君に対して宣伝活動を行なっております。そこに共通してみられることは、これまでの破壊活動に対しての無反省であり、運動の目標・方針においても全く独断的かつ主観的であり、したがって無責任きわまりないものである、ということでもあります。このような状況のもとにおいて、他大学の学生をも含めた「全共闘」の破壊活動が再び激化することも十分に考えられ、とくに本学はその所在する地理的条件から、拠点として利用されるおそれも十分に

に、混在が生じた場合や事前にその危険が予測される場合には、全学的な入構制限その他の措置をとらざるを得ないと考えております。

(4) いわゆる「全共闘」の行動には、故意に大学を混乱せしめて大学に警察力の導入を余儀なくさせようとする意図さえうかがえます。大学は、教職員および学生諸君の手にて学内のいかなる暴力をも排除するのが、もっとも望ましいと考えます。しかしそれはおのずから限度があります。大学は、教職員・学生の身の安全をはかるために、また学内諸施設の破壊を防止するために、警察力にたよらざるを得ないこともあつて考えております。もちろん、その責任は大学内の秩序を意識的に破り、学園を不安と混乱におとしつける直接的な暴力行為にあります。大学は一切の暴力をきびしく拒む世界であることを、ここに確認したいと考えます。

二 学生自治について

一部少数の学生による破壊活動を防ぐために、残念ながら大学は、大多数の学生諸君および教職員の学内における日々

ありうるのであります。

大学は、いわゆる「全共闘」運動が単に大学の教育・研究を阻害し、施設を破壊するだけでなく、学内における大多数の教職員・学生の自由な意思の表明を妨げ、全学的な意思の統一を不可能にするものである以上そのいかなる策動にも断固とした処置をとらざるをえません。またそれとともに、教育・研究という大学本来の機能の回復を一刻も早くはかるために、当面次のような措置が必要であると考へます。

(1) すでに掲示されているような入構制限その他に関する「学長告示」を、学内秩序を維持するために当分の間適用期限を延長します。

(2) 非常措置にもなつて仮設された板扉などは、必要な施設の改善を行ないつつ、できる限り早く撤去したいと考えております。もっともこれは、大学が一部学生による暴力的な破壊行動に対する警戒心を緩めたことを意味するものではありません。大学は、「学長告示」に対する違反行為などは決して容認することはできません。

(3) 学長告示にも明らかですが、学内における暴力・脅迫・身体拘束などの行為に対しては厳しく対処することも

の活動に、さまざまな不便をとる措置をとらざるを得ない現状にあります。「学長告示」による種々の制限は、もとより過渡的なものであり、できる限り早くこれを解除し、学内の自由な意思の交流によって大学の自治が再建され、その力によって一部少数学生による暴走が抑制されることを望まれるところでもあります。大学自治の再建にとって、学生の自治の一刻も早い回復が必要であります。大学は、かねてから諸君に学生自治の再建を呼びかけておりましたが、大学がとった入構制限措置がやむなく長期化せざるを得なかったことなどもあって、今日にいたるもその腰をええ出し得ないでいることは、まことに残念であり、今後の学生諸君の自覚と努力を期待しております。

しかるに、「全共闘」系の学生集団は、自ら学生相互の自由な意思の表明を困難にし、自治を破壊しながら、再び学内問題を口実に、その「組織」の再建をはかっています。一部少数学生の非民主的な運営のもとにある現在の学生自治組織のあり方は、全学生の意思を結集するものであるよりは、むしろそれを阻害するものとなっております。

「全共闘」運動はもとより各学部の「闘争委員会」など、

(3)

(2)

この運動の一翼を担う各集団も、学生自治の確立にとって有害な集団であり、これらの集団との間に何らかの交渉・とりきめを行なう意志は、大学には全くありません。

学生自治の再建は、本来諸君達自身の手で、その意欲によって解決されるべき問題であります。しかし、多くの諸君は学生自治の実態についてはほとんど知らされていないし、したがってまた無関心にならざるを得ない現状から、大学は、一部少数の学生による行動について事実にもつく批判を行ない、学生自治の正常化のためにあえてきびしい助言をなすべきたと考えております。

(1) 本学の学生組織は、全学的な中央執行委員会(中執)によって代表される健前になっております。しかし、従来の自治会運営にはきわめて多くの非民主的な点のあることが指摘されます。大学は、全学生を基盤とした、かつ全学生の平等な権利行使の上に成立した学生の自治組織こそ、大学自治の責任を分担しうるものと考えておりますが、現在の中執がそのような適格性を備えるものか否かについては疑義を抱かざるを得ません。

「全共闘」運動の激化とともに、現中執が一時全く崩壊状態にあったことは、諸君の記憶に新しいところでありま

す。正常な学生自治の再建なしにこのままこれを放置しておくならば、現中執が何らの民主的な手続きを経ないまま復活し、学生自治会の指導権を独占し、私物化し続ける危険性が多分にあります。そのことが、ひいては「全共闘」の破壊活動に手をかすことになることは明らかであります。

大学は、学生の自治活動を大学の管理機構に付属せしめようなどと考えているわけでは毛頭ありませんが、「全共闘」の暴力的・破壊的活動を学生の自治活動とは決して認めません。学生自治の名をかりた一切の非民主的な行動に対して、諸君の断固たる態度を期待します。

(2) 学生会館は、学生相互の自主的な課外活動の場として重要な意義をもつものであり、大学も従来その施設などに多大の配慮をおこなってきております。しかし近年、一部の学生が学内外における暴力的行動の拠点としてこれを利用したために、学生会館はむしろ大学の荒廢、さらに本学周辺の市民生活への不安をもたらす根源と化したことは、周知の事実であります。

大学は一日も早く学生会館を再開したいと考えておりま

(4) 学生諸君との話し合いが大学の正常化の基礎であることは、いうまでもありません。しかし、一部少数の学生が要求するような、いわゆる「大衆団交」が力をもって自己の主張を一方的に押しつけるものである限り、全く効果のないことは明らかであります。話し合いは、あくまで民主的で自由な、しかも建設的な意見の交換でなければなりません。大学と学生との間に、教職員と学生との間に、そして学生相互の間に自由な話し合いが成立してこそ、全学的な意思の統一が可能なのであります。なお、これらの問題については、近く「学生自治への提言」においてさらに詳しく大学の見解を示す予定であります。

現在の大学は、それが移りゆく社会の中の一つの制度である以上、さまざまな矛盾をかかえており、しかもその根源はきわめて広く深いところにあることを認めざるをえません。したがって、これを解決していくためには、あくまで真摯でねばり強い根拠と、大学を構成する者一人一人の責任ある努

力が必要であります。これなしには到底大学の改革はなしと

ることができません。

このような認識から、本学においては、さきに「大学改革準備委員会」を発足させ、その中間報告を公表してきました。諸君の中には、この中間報告が学生の意見を求めずに作成されたことについての批判がありますが、全学生の意見を示しうる公正な機関が存在しないという当時の状況のなかで、これを土台として改革案を作成するための討議資料として出されたものであります。

大学改革の作業は、全学的な総意のもとにおいて進められるべきものであり、学生は学生として当然総意を反映するプランをもつべきであり、学生の見解を含めた学内諸機関の討議結果に基づいて、それぞれの代表の協議によって確定されるべきだと考えます。このような立場から、大学はかねてから、改革に対する学生諸君の積極的関心と、改革案作成への何らかの方法による参加を呼びかけてきましたが、いまだに諸君の全体的な支持をうる代表の参加が得られないのが現状であります。もとより大学はそれを口実にして、みずからの負うべき改革の責任を回避する気持は毛頭いだいておりませ

ん。大学が学生代表の参加をまたいで「大学改革特別委員会」を発足させて改革案作成の具体的な作業を始めたのは、そのためであります。どうか一日も早くあるべき学生自治の改革に参加されるよう、学生諸君の自覚と奮起を切望します。

以上

三 大学改革について

現在の大学は、それが移りゆく社会の中の一つの制度である以上、さまざまな矛盾をかかえており、しかもその根源はきわめて広く深いところにあることを認めざるをえません。したがって、これを解決していくためには、あくまで真摯でねばり強い根拠と、大学を構成する者一人一人の責任ある努